

豊前市景観計画



平成 23 年 3 月

豊前市

目次

序章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
(1) 豊前市における景観行政の取組み	1
(2) 京築地域における広域景観計画の策定	2
(3) 市域を対象とした景観計画への改訂	2
2. 景観計画の目的と位置づけ	3
(1) 景観計画の目的	3
(2) 景観計画の位置づけ	4
3. 計画の構成	5

第1章 豊前市の景観特性と課題

1. 豊前市の景観の成り立ちからみた特性	6
(1) 山から海へつながる地形がかたちづくる原風景	6
(2) 多様な生物を育む自然景観	8
(3) 自然と調和したなりわいの景観	9
(4) 往来の文化と修験道文化を今に伝える豊前市の歴史景観	10
(5) なりわいとともにも伝わる祭礼景観	11
(6) 港とみちがつくった近代の街並み景観	12
2. 景観形成の課題	13
(1) 景観特性からの課題	13
(2) 景観の現況と将来展望からの課題	17
(3) 求菩提地区の景観形成の課題	19
(4) 景観づくりを実現していく上での課題	22

第2章 景観計画

1. 景観計画の区域	23
(1) 景観計画区域	23
(2) 景観形成重点地区	24
2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	26
(1) 景観形成の目標	26
(2) 景観形成の基本方針	28
(3) 景観づくりの基本的考え方	35
(4) 景域の設定	36
(5) 景域ごとの景観づくりの方針	38
(6) 求菩提景観形成重点地区の景観形成方針	40

3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	46
(1) 届出対象行為	46
(2) 届出対象行為にかかる景域ごとの景観形成基準	48
(3) 求菩提景観形成重点地区における景観形成基準	53
(4) 環境色彩基準	60
4. 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針	62
5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	
(1) 考え方	63
(2) 屋外広告物の表示等に関する基本方針	63
(3) 景観誘導方針	64
6. 景観計画区域内の景観重要公共施設の整備等に関する事項	65
(1) 景観重要公共施設の指定の方針	65
(2) 景観重要公共施設の整備方針	67
(3) 災害復旧に備える配慮事項	67
(4) 求菩提景観形成重点地区における景観重要公共施設の整備に関する事項	68
(5) 良好な景観形成に必要な許可等の基準	70
7. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	71
(1) 基本的事項	71
(2) 求菩提景観形成重点地区における計画の策定	72

第3章 協働による景観まちづくりの推進

1. 景観まちづくりの促進	74
(1) 景観に対する関心や意識の啓発	74
(2) 景観まちづくりへの参加の促進	74
(3) 景観まちづくりの仕組みづくりと活動への支援	75
2. 景観まちづくり活動の活性化と連携	76
(1) 多様な景観まちづくり活動の紹介と参加呼びかけ	76
(2) 景観まちづくり活動の連携促進	76
3. 景観まちづくりの仕組みの確立	77
(1) それぞれの主体の役割	77
(2) それぞれの主体の連携	77
(3) 景観まちづくりを推進する体制と仕組み	78

参考資料

1. 求菩提景観形成重点地区の現況	81
(1) 景観の特徴	81
(2) 景観の現況	84
(3) 景観構造	88
2. 景観法と文化財保護法及び自然公園法等による景観形成	91

序章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 豊前市における景観行政の取組み

① 求菩提地区における文化的景観の保護

平成 13 年 8 月に、山岳修験道の遺跡として歴史上、また学術上の価値が高い求菩提山が国の史跡として、文化財保護法による指定を受けたことを踏まえ、翌平成 14 年度に整備基本計画を作成し、求菩提景観保存事業並びに史跡整備事業を進め、貴重な文化財の保護・保存・活用に努めてきました。

平成 17 年に文化財保護法が改正され「文化的景観※」の制度が創設されたことを踏まえ、求菩提山山麓の区域を「文化的景観」の対象として保護する必要があるとの考え方により、平成 20 年度に求菩提地区文化的景観保存計画を作成しました。

② 景観行政団体となる

平成 16 年に景観法が制定され、景観施策を推進するための法的枠組みが用意されたことを踏まえ、本市は平成 19 年 5 月 14 日に県知事の同意を得て、景観法に基づく「景観行政団体※」となりました。平成 21 年 6 月には「豊前市景観条例」を制定し、本市独自の景観行政を推進していくことになりました。

③ 求菩提地区を対象とした豊前市景観計画の策定

景観法及び豊前市景観条例に基づき、求菩提地区を景観法に基づく「景観計画区域」として、平成 21 年 12 月 25 日に「豊前市景観計画」を策定しました。

この計画は、求菩提地区の総合的な景観のマスタープランの役割を有するとともに、景観行政団体である豊前市において、全市域を対象にした景観計画の第一段階として位置づけられたものです。

文化的景観

地域の生活、生業に根ざした景観を対象として、文化的景観として保存活用するもの。

長年にわたり営まれてきた人々の生活や、農耕地や水路など地域の人が風土に根ざして暮らしを立てるための仕事（なりわい）のあり方を表す環境としてつくりあげた、地区独特の景観を文化的景観、文化財として位置づけ、その文化的価値を評価して地域を守り、次世代に受け継ぐことを目指すという制度。

文化財保護法の規定により、重要文化的景観に選定される条件として、景観計画、景観条例の制定が必要。

景観行政団体

景観法により定義される景観行政を行う行政主体。

政令指定都市または中核市にあってはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、景観法に基づいた規定の事務を都道府県に代わって処理することについて、あらかじめ都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域にあっては、それらの市町村が景観行政団体となる。

景観法運用指針では、良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係するため、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導については、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとしている。

(2) 京築地域における広域景観計画の策定

福岡県では、平成 12 年 10 月に「福岡県美しいまちづくり条例」を制定し、この下で、県内の各地域における広域的な景観形成を総合的に進めるためのマスタープランとしての「テーマ協定」の締結及び景観法に基づく「景観計画」を策定しており、これまで、矢部川流域、筑後川流域において「景観計画」が策定されています。(矢部川流域：協定H19、計画H21、筑後川流域：協定H21、計画H22)

豊前市を含む京築地域においては、平成 18 年度に、福岡県と京築地域の市町で構成する京築連帯アメニティ都市圏推進会議が「京築連帯アメニティ都市圏構想」を策定し、この構想の戦略的プロジェクトの一つとして、自然や地域の人々とともに育まれてきた共有財産ともいえる魅力的な景観を一体的に保全・活用する「京築広域景観のルールづくり」に取り組んできました。

平成 21 年度には「京築広域景観基本方針」を策定し、平成 22 年 5 月には、まちづくり団体・NPO、市町、県、国の関係機関等が協働して取り組む指針として、「京築広域景観テーマ協定」を締結しました。

こうした取り組みをさらに一歩進め、『京築連帯アメニティ都市圏構想』の目指す「**個々の地域資源を活かし、地域全体がつながることで活力と魅力あふれる地域づくり**」の実現と、『京築広域景観テーマ協定』で掲げられたテーマ「**みち文化と清流文化の連帯が奏でる“豊姫の国”の景観**」の実現を目的として、景観法を活用した「京築広域景観計画」が検討されています。この計画は、景観法に基づき福岡県が策定する計画であり、平成 23 年度中に策定される予定となっています。

(3) 市域を対象とした景観計画への改訂

平成 21 年策定の「豊前市景観計画」は求菩提地区のみを対象としていますが、この計画にも示しているように、全市域を対象にした景観計画の策定を予定していました。

今回、「京築広域景観計画」が定められ、整合を図ることが必要となったことを踏まえ、「豊前市景観計画」を全面的に改訂するものです。

2. 景観計画の目的と位置づけ

(1) 景観計画の目的

豊前市は、犬ヶ岳、求菩提山をはじめとする緑豊かな山々と豊前海とに囲まれ、奥深い山から海へ向かって岩岳川、中川などの川が流れ、谷底平野や扇状地を形成しており、市域の北部は広い平野となっています。このような自然地形の特徴を活かして、谷筋の斜面地や丘陵地では果樹や茶が栽培され、谷あいや平地には水田地帯の中に農村集落が点在する田園風景が広がっています。

南西部の山地は谷間が連続する地形となっており、火山岩特有の奇岩と山岳信仰とがあいまって中世以降は豊前市のシンボルである求菩提山を中心に修験道場として栄えた歴史を有し、今もその遺構が残り、周辺の棚田などの農村景観と一体となった文化的な景観が見られます。

また、海沿いには、古くは大宰官道、中津街道などの交通路がとおり、江戸時代中期に築港され廻船業などが発達した八屋、宇島の街並みなど、様々な歴史が折り重なり、今の豊前市が形成されています。

このように、豊前市の景観は「緑豊かな自然景観」、「歴史と地域に根ざした産業によって育まれた文化的景観」によって培われており、今後の景観づくりもこれらの自然、歴史、文化と地域資源に恵まれた豊前市特有の良好な景観を大切に、市民の共有財産として次世代に引き継いでいくことが求められています。

一方で、豊前市では昭和40年代から周防灘総合開発計画に基づく工業開発が進められ、国道10号沿いに市街地が発展し、昭和62年に都市計画用途地域を定めるなど、計画的な都市づくりを進めてきました。これにより、「産業と交通路の発展によって形づくられた市街地景観」を形成していますが、一部でミニ開発や沿道立地型の店舗などによる景観の混乱も見られます。

このため、現にある良好な景観の保全を図るとともに、将来に向けて良好な景観を新たに創り出すということを踏まえながら、市民・事業者・行政が協働し、豊前市にふさわしい景観づくりを積極的に進めていきます。

また、これらによって、地域の個性の創出、地域の活性化、市民が愛着と誇りを持てる地域づくりの実現を図り、市民生活の向上並びに地域の経済及び社会の健全な発展に寄与することを目指します。

本計画は、このような豊前市の景観づくりを行っていくにあたっての目標や方針、その実現に向けた方策などを定めることを目的としています。



■臨海部からみる山並み



■求菩提山

(2) 景観計画の位置づけ

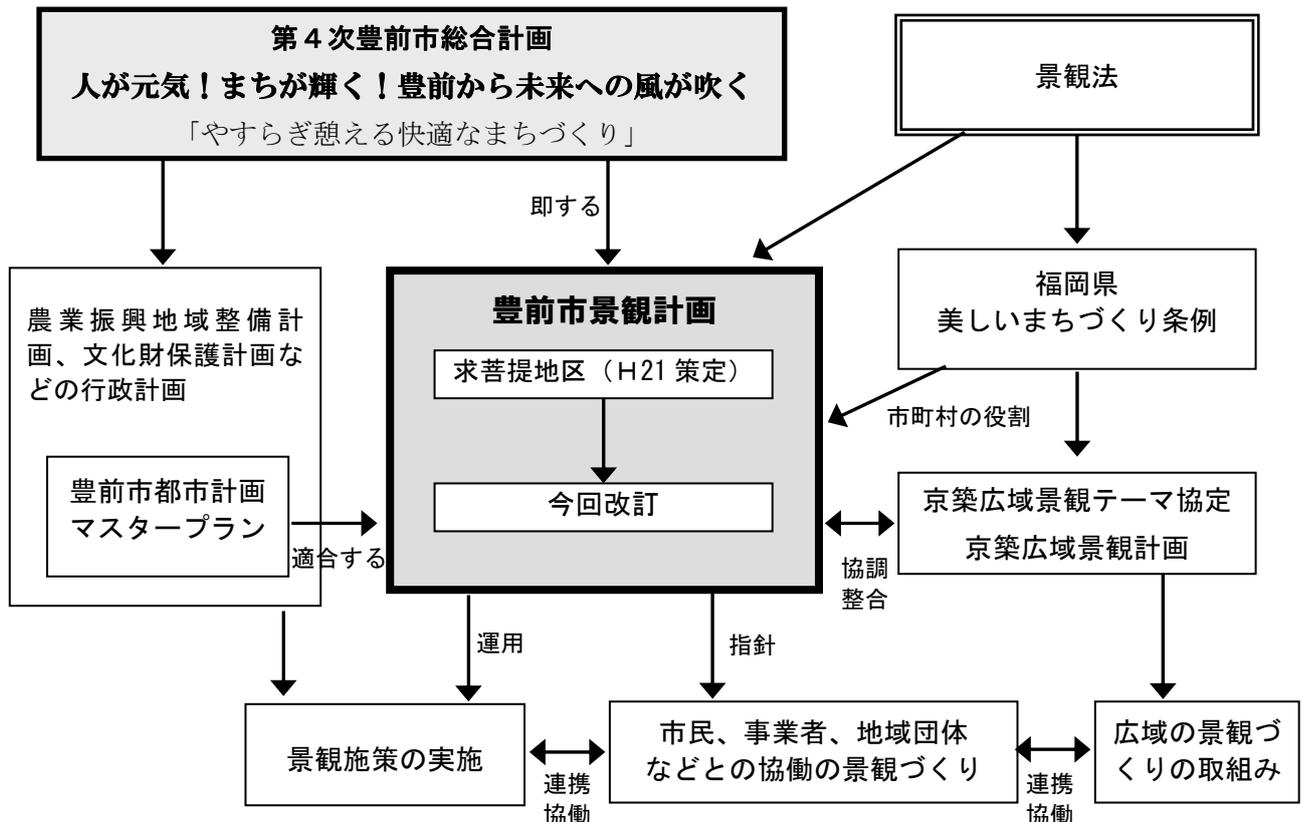
景観計画は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく法定計画であり、第4次豊前市総合計画（平成15年度～平成24年度）に即するとともに、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）に適合させながら、豊前市における良好な景観形成に関する方針とその実現のために必要な方策を示すものとして位置づけるものです。

また、求菩提地区を対象とした豊前市景観計画を全市を対象とする計画に改訂することから、この計画を踏襲し展開させるとともに、計画策定の背景にも示したように、「京築広域景観テーマ協定」及び「京築広域景観計画」との協調・整合を図りながら、策定を行うものです。

良好な景観の形成を推進していくため、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法など関連する法律や農業振興地域整備計画、都市計画マスタープラン、文化財保護整備計画などの行政計画と連携しながら、計画の運用を行い、目標の実現を図っていきます。

さらに、本計画は、市民、地域団体・NPO、事業者などの多様な主体の参画と協力により、豊前市の景観づくりを推進していくにあたっての「指針」として位置づけます。

■ 計画の位置づけ



3. 計画の構成

本計画においては、豊前市全体における良好な景観の形成を目的として、景観計画区域の設定を行い、良好な景観形成に関する方針を定めるとともに、景観阻害行為の未然防止など行為の制限に関する事項及び、景観形成上重要な建造物や樹木の指定方針、その他良好な景観形成のために必要な事項を定めます。

併せて、景観に対する市民意識の高揚、市民主体の景観づくりの活動のあり方や支援についての施策など、協働による景観づくりのための方策を定めます。

■計画の構成

